

政令第三百三号

電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年十月一日とする。

## 理由

電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。